

和歌山県監査公表第 20 号

平成 16 年 3 月 29 日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、知事から通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により次のとおり公表する。

令和 3 年 9 月 3 日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 富 安 民 浩
和歌山県監査委員 玉 木 久 登

1 包括外部監査の特定事件

和歌山県県土整備部港湾空港振興局における港湾整備、港湾改良事業に係る一般会計及び県営港湾施設管理特別会計の執行状況、管理状況に関する事項

2 包括外部監査の結果に基づく措置

監査の結果（指摘・意見）	措置の内容
<p>第 3 章 監査の結果と意見</p> <p>1. 財務事務の状況</p> <p>(1) 歳入</p> <p>⑦収入未済の状況</p> <p>1) 監査の結果</p> <p>a) 回収不能債権に対する対応</p> <p>以下の額は、野積場使用料を滞納し荷物を放置していたため民事裁判を提訴、全面勝訴し、強制執行を行った相手先への債権であり、回収可能性は非常に低い。（以下の額略）</p> <p>債権管理事務の効率化の観点から、今後の回収が見込めない債権については、不納欠損処理する必要がある。</p>	<p>債権を継続的に調査確認してきたが、令和元年 11 月 6 日及び令和 2 年 1 月 29 日に消滅時効が完成し、債務者が消滅時効を援用したので、債権整理審査会へ諮り、令和 2 年 2 月 26 日（令和元年消滅時効分）及び令和 2 年 8 月 28 日（令和 2 年消滅時効分）に不納欠損処理を行った。</p>